



危険度表示の熱中症予防カードを配布 ～市内 80 歳以上の市民全てに～

これまで焼津市では、猛暑は災害と捉え、熱中症弱者とされる高齢者や子ども、障害者へのきめ細やかな支援を中心に、全国でもトップクラスの猛暑災害対策を行ってきました。

今年度は更に取り組みを強化し、80歳以上となる市民（介護施設入所者を除く約 16,000 人）を対象に、熱中症予防カード付きの熱中症対策パンフレットを6月初旬に郵送で配布します。

高齢者は他の年代と比べ、体内の水分量が少なく、暑さを感じにくいなど、熱中症になりやすいとされ、昨年度の市内の熱中症による救急搬送者も全体の6割が高齢者となっています。

カードに表示された熱中症危険度により、熱中症予防の意識向上と水分補給や冷房稼働などの行動変容を促します。

■ 高齢者の皆さんへ配布する熱中症対策パンフレット、熱中症予防カード



パンフレット（内面）



熱中症予防カード

高齢者本人や高齢者を見守る人が気を付ける「熱中症予防のポイント」や、熱中症のサインなどが記載されています。

気温と熱中症の危険度を表示します。表示は「20℃ ほぼ安全」「25℃未満 注意」「25℃～28℃ 警戒」「28℃～31℃ 嚴重警戒」「31℃以上 危険」の5段階です。

問合先 焼津市健康福祉部 健康づくり課 保健医療担当 有賀・櫛田
TEL054-627-4111 FAX054-627-9960

熱中症対策の取り組み（参考資料）

▼小・中学校向け対策

■体育館にエアコン設置

児童・生徒の熱中症による健康被害を防ぐとともに、災害発生時の避難所として市民の避難生活における健康を守るため、市内全小中学校の体育館にエアコン設置を行いました。

※令和6年度 中学校

令和7年度 小学校 への設置が完了



■ミストシャワー設置

令和6年度に児童・生徒が屋外で活動する際の熱中症対策として、市内全小中学校にミストシャワーを設置しました。

■熱中症対策ガイドラインの徹底

令和6年度に「焼津市立小中学校熱中症対策ガイドライン」を策定し、児童生徒の安全を保障するための対策を行っています。

■学校行事の開催時期の見直し

運動会や体育大会について、6月上旬までに小学校全校と中学校3校、9月下旬以降に中学校6校が行います。

■ランドセルの背当てパッドとクールタオルの配布

令和6年度から市内小学校の全児童に配布している保冷剤付きランドセル背当てパッド及びクールタオルについて、新一年生と転入生を対象に今年度も配布しました。

■ミスト発生機による効果・運用等の検証を実施

令和7年度に大型ミストファン利用における効果や、運用等における課題の洗い出しなど、検証を行いました。令和8年度は、中学校で柵型ミスト発生機の効果を検証中です。

▼幼稚園・保育所向け対策

■幼稚園等のミストシャワーの継続利用

令和6年度に園児が屋外で活動する際の熱中症対策として、市内幼稚園、保育園等にミストシャワーを設置しました。

■幼稚園等のミストファンの設置

園児が屋外で活動する際の熱中症対策として、令和8年度は公立の幼稚園（5園）、保育園（4園）にミストファンを設置します。

■幼稚園・保育所のプールなど屋外に日除けテントや遮光スクリーンなどを設置

令和7年度に公立の保育所（4園）、幼稚園（6園）に日除けテントや遮光スクリーンを設置しました。

また、民間保育所と私立幼稚園には、設置する費用を補助する取り組みを行いました。

▼高齢者・障害者向け対策

■エアコン未設置世帯等に設置費用を補助（高齢者・障害者）

令和5年度より、住民税非課税の高齢者や障害者の世帯にエアコン購入及び設置費用の一部を補助しています。



■屋内熱中症対策として、熱中症指数計の市民モニターによる効果検証を実施

令和7年度に、自宅などの屋内で発生する熱中症対策として、主に高齢者・障害者を対象に熱中症指数計を無償で配付し、利用者アンケートによる効果検証を行いました。

▼スポーツ施設・公園利用者向け対策

■スポーツ施設のスポットクーラー設置及びミストシャワー設置

スポーツ施設を利用する市民の熱中症による健康被害を防ぐため、市内体育館にスポットクーラー設置のほか、総合グラウンド野球場にミストシャワー設置を毎年実施しています。

■公園のミストシャワー設置場所の拡充

公園を利用する市民の熱中症による健康被害を防ぐため、市内公園にミストシャワーの設置を行ってきました。

▼設置公園

大覚寺公園、宗高さくら公園、宗高中央公園、石津西公園、小川公園、清見田公園、五ヶ堀公園

▼経済分野の対策

■事業者猛暑対策支援

■農業者猛暑対策支援

事業所または農業者が導入する猛暑対策設備や機器等の購入・設置に係る経費の一部を支援しました。

令和7年度はいずれも予算額に達する応募があり、令和8年度は予算額を増額しています。

■スマート農業導入支援

農業者の負担軽減による間接的な熱中症対策として、スマート農業機器の導入支援を行っています。

▼その他対策

■海上花火大会の開催時期の変更

熱中症等の発生リスクを考慮し、より安全に花火大会を楽しんでいただけるよう、開催時期を変更しました。

令和7年度は10月26日（日）に開催
令和8年度は10月24日（土）に開催

■普及啓発

各種講座やイベント参加者への注意喚起をはじめ、広報紙や市HP、LINE等による啓発など、ひとりでも多くの人に熱中症の危険性や対策方法が伝わるよう、さまざまな手段で啓発を行っています。

■クーリングシェルター

『まちなか涼みどころ』を設置

厳しい暑さから避難できるクーリングシェルターを市内に開設しています。指定暑熱避難施設、暑熱避難協力施設合わせて、「まちなか涼みどころ」と呼んでおり、令和7年度には計103施設まで増加しています。引き続き協力施設を募集していきます。

年度	まちなか涼みどころ施設数
令和6年度	52施設
令和7年度	103施設



■夏の総合防災訓練の実施時間の変更

熱中症等の発生リスクを考慮し、平成30年度より夏の総合防災訓練の実施時間を夜間へと変更しています。